

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成24年4月19日付けで行った「刑事課、生活安全課、パトロール担当の記録。被害届、捜査に関するもの」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成24年4月6日付けで「刑事課、生活安全課、パトロール担当の記録。被害届、捜査に関するもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年4月19日付けで、本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成24年6月19日付けで本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。なお、審査請求人は、平成24年7月6日付けで本件審査請求の理由を補正した。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成24年8月22日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年8月22日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年10月1日、審査請求人から意

見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について、平成25年6月26日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について、平成25年10月17日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

審査請求人は、平成24年4月6日に〇〇警察署を訪れた際、自身の被害届及び当該被害届に基づき捜査した書類を開示請求したい旨を申し立てた。

しかしながら、被害届及び捜査書類は、条例第60条第2項により、開示の規定が適用されないため、開示請求の対象となる相談記録なら請求できる旨を説明したが理解を得ることができなかった。

審査請求人は、不開示決定でもかまわないからあくまでも被害届及び捜査書類を開示請求したい旨を再度申し立てたことから、請求を受け付けたものである。

審査請求人が記載した保有個人情報開示請求書には、「刑事課、生活安全課、パトロール担当の記録。被害届、捜査に関するもの」とあり、文書の種別を特定する情報を欠いていたことから、対応者が審査請求人に確認したところ、「記録」とは被害届及び捜査書類である旨を申し立てたため、刑事課、生活安全課、パトロール担当が作成した被害届及び捜査書類を対象文書として特定した。

(2) 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含み、例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれるものである。また、平成16年1月16日大阪地方裁判所判決においては、「裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護人・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」とされている。

(3) 条例第60条第2項の該当性について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、(中略)法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。

条例第60条第2項は、刑事訴訟法第53条の2第2項等の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例第4章の適用除外規定を設けたものである。中でも「訴訟に関する書類」に記録された個人情報は、上記のとおり、条例に基づく自己情報の開示請求とは別の制度に委ねられているものである。

「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用除外としている趣旨は、①捜査、公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②典型的に機密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであるとともに、開示することにより犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること、③刑事訴訟法第47条では「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定していること、④被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めるなど、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が体系的に定められていることによる。

本件対象保有個人情報は、被疑事件又は被告事件に関して作成した書類であるため、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定の適用を受ける訴訟に関する書類に該当するこ

とから、条例第60条第2項の規定に基づき、条例第4章の規定が適用されず、開示請求の対象とならない。

- (4) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

審査請求人及び諮問庁の主張と本件対象保有個人情報について調査審議した結果、当審査会は以下のように判断する。

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、保有個人情報開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄の記載によれば「刑事課、生活安全課、パトロール担当の記録。被害届、捜査に関するもの」であり、具体的には、被害届及び捜査書類に記載された審査請求人の個人情報である。

- (2) 本件対象保有個人情報に対する条例の規定の適用の可否について

実施機関は、本件対象保有個人情報について条例第60条第2項により条例第4章の規定が適用されないとして開示をしないこととする本件処分を行っているので、本件対象保有個人情報に対する条例の規定の適用の可否について、以下検討する。

ア 条例第60条第2項は、「第4章の規定は、(中略)法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。そして、刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しない旨を規定している。

イ 刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条が「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用から除外した趣旨は、これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること等によるものであると解さ

れる。かかる趣旨からすれば、同条の「訴訟に関する書類」は、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解される。

ウ 本件対象保有個人情報、司法警察職員が捜査に関して作成し保管している書類であることから、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項により条例第4章の規定は適用されないこととなる。

エ 以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 8月22日	諮問を受ける（諮問第67号）
平成24年 8月22日	諮問庁から理由説明書を受理
平成24年10月 1日	審査請求人から意見書を受理
平成25年 6月26日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成25年 7月24日	審議
平成25年10月17日	審査請求人による意見陳述及び審議
平成25年11月29日	審議
平成26年 1月15日	審議
平成26年 2月 5日	答申